

淀川河川公園協議会規約

（設置）

第1条 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 条）第 17 条の 2 の規定に基づく公園協議会として、「淀川河川公園協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、淀川河川公園基本計画の基本方針である「淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくり」を目指し、公園の整備や管理運営に関する審議・確認を行うことを目的とする。

（対象地区）

第3条 協議会で検討する対象地区は、淀川河川公園及びその予定区域とする。

（協議等）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる協議等を行う。

- （1）淀川河川公園基本計画の方針や内容、ゾーニング計画に関すること
- （2）淀川河川公園基本計画に基づいた公園整備計画案に関すること
- （3）既存の公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関すること

（委員の構成）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）公園管理者
- （3）運営管理者（公園管理センター）
- （4）関係自治体

（委員会の構成）

第6条 委員の委嘱期間は2年とする。なお、委嘱期間の終期を年度途中に迎える場合、当該年度の末日までとする

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 委員への委嘱は、原則満 65 歳までとし、満 75 歳以降には再任は行わないものとする。
- 4 学識経験者委員は、淀川河川事務所が選任し、委嘱するものとする。委嘱期間内に委員の異動等があった場合は、異動日をもってその期間の満了日とし、後任として新たな委員に委嘱した場合、その委員の委嘱期間は、前任者の残期間とする。

(事務局)

第7条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局は、淀川河川事務所河川公園課に置く。
- 3 淀川河川事務所は、事務局の所掌事務を民間企業等に委託することができる。

(会長)

第8条 協議会には、会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。なお、会長に事故があるときは、会長代理を委員の互選によって決定する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長の任期は2年とし、再任は連続3期を上限とする。

(アドバイザー)

第9条 協議会は、第5条に規定する委員の他に、整備や管理運営に関する助言を得るため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委員の合意を得てこれを選任する。
- 3 アドバイザーの任期は、最長2年までとする。

(部会)

第10条 協議会は、必要に応じて、公園の整備や管理運営について、協議を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が委員の合意を得てこれを設置する。
- 3 部会は、部会運営規定に基づき運営するものとする。

(退会及び解任)

第11条 退会しようとする者は、第7条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員、または、アドバイザーを解任することができる。

(会議)

第12条 協議会の会議は会長からの要請により招集する。

- 2 協議会の会議の議事は、事務局がこれに当たる。
- 3 協議会は、第5条第1項に定める委員のうち過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、必要に応じて、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して開催することができる。

(合意)

第 13 条 協議会の会議の合意は、会議に出席した委員のうち過半数の賛成により成立するものとする。

(代理出席)

第 14 条 第 5 条第 1 項に定める委員が都合により協議会に出席できない場合、その委員は職務上の代理者を協議会に出席させ、委員の職務にあたらせることができる。

(公開)

第 15 条 協議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。
- 3 第 12 条第 5 項に定める WEB 会議システムの方法による会議の公開は、インターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。
- 4 協議会の資料・議事要旨は、ホームページ等で広く公開する。

(会議録)

第 16 条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

- (1) 発言内容は要旨とする
- (2) 発言者は匿名とし、学識経験者、公園管理者、運営管理者、関係自治体、事務局に区分して記載する

(事務局の所掌事務)

第 17 条 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他、協議会が付託する事項

(規約改正)

第 18 条 本規約は、第 5 条第 1 項に定める委員の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。

(雑則)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会での協議により定めるものとする。

附則

本規約は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。